

議会運営検討協議会

報告書

第4回

【報告事項】

◆ 会議時間のあり方

平成24年11月20日

川崎市議会議会運営検討協議会

1 検討結果

当協議会では、一般質問の会議時間について調査・検討を行い、議論を重ねたが、委員から、現行の一般質問の会議日数で会議時間を遵守すべきとの意見、遵守する場合は日数増とすべきとの意見、現状でよいとの意見等があり、協議会として意見の一致に至らなかったため、各委員の意見をもって協議会の報告に代える。

なお、代表質問の会議時間は、議会運営委員会において協議が行われたため、協議会では協議を行わないこととした。

2 各委員の意見の概要

(1) 一般質問への会派持ち時間制の導入に関する意見

ア 賛成の意見の概要

- 本件検討課題は現行の一般質問4日間の中で、会議を午後5時までには終了させることを目的として提案された経緯がある。他都市では、会派持ち時間制を採用している事例が多くあることも参考として、本市の一般質問においても、会派持ち時間制の導入を検討してよいと考える。

会派持ち時間制を導入する場合には、午前10時から午後5時までの会議時間から休憩時間90分を除いた1日330分をもととして、4日間1,320分を総時間に設定した上で、会派の所属議員数に応じて各会派に質問時間を割り振ることを考えており、このようにすれば、4日間の平均では、午後5時に本会議を終了することができる。

1人平均の質問時間は22分となるが、同一会派内であれば、質問時間の長い議員と短い議員との間で質問時間を融通することができる。また、極端に質問時間が長い議員があるのは好ましくないため、一定の条件設定が必要であり、1人30分以内と質問時間の上限を設定すべきと考える。

- これまでの議員の議会における発言を否定するものではないが、議場の場で質問せずとも、事前の議員の努力により対応できる内容の質問も見受けられる。そういった質問を調整して1人22分、25分、上限30分の質問時間の中で議論を深めるよう議員一人ひとりが協力して努力をすべきである。このような対応を各議員が行うことにより、節電や職員の残業の削減などの観点を含め、午後5時に本会議が終了できるよう努力していることを議会として市民に表すことが重要である。
- 一般質問の日数を現状の方法で6日間にすべきと考えるが、一般質問の発言内容は議会かわさきにも掲載されており、その点からも、今後質問者数は増加し会議時間も増加するものと思われるので、一定の

歯止めを掛ける意味で会派持ち時間制とすることも一定の理解ができる。しかし、会議日数を4日間のままとすると、1人当たりの質問時間が平均22分となってしまい、現行よりもかなり短縮されることから抵抗があるが、会議日数を5日間とすれば1人当たり27.5分となるので、これならば妥協案として賛成できる。

イ 慎重な意見の概要

- 最近の一般質問の実績では、1人当たりの質問時間は平均25～26分となっているので、会派持ち時間制をあえて導入してまで、質問時間の見直しをする必要はないと考えられる。
- 一般質問は個人単位での質問時間であるので、会派持ち時間制とすると会派内での調整が難しい場合が考えられるなど、その導入には疑問を感じる。
- 会派持ち時間制を導入した場合は、ある議員が質問時間を全て使用しなかったとしても、他の議員がその余った時間を使用することとなる。そのため、会派持ち時間制では、全員の質問時間を最大限使用することとなるので、結果として、現状よりも一般質問の会議時間が延びると考えられる。
- 代表質問は会派制であるので会派での時間配分となるが、一般質問は会派ではなく議員個人での質問であり、個人単位で保障された質問であるので、会派持ち時間制にはなじまないと考えられ、導入には賛成できない。そもそも、本件検討課題は、会議時間を午後5時までに終了することについて検討するものであり、一般質問の実施方法の見直しを議論するものではないと思う。
- 他都市の事例を見ても、1人30分の質問時間が確保されている川崎市の一般質問の方式は先進的であると考えられる。議員の質問権を狭めることには賛成できないので、1人30分の質問時間の確保は会派としての総意であり、絶対条件である。
- 一般質問への会派持ち時間制の導入も一つの考え方と思うが、会派で協議したところ、一般質問は、現状の4日間1人30分を継続すべきであるとの結論となっている。

(2) 一般質問の日数増加に関する意見

ア 賛成の意見の概要

- 現状では、一般質問の終了が午後5時を超過しており、本会議終了後に翌日以降の答弁調整が行われているため、市職員は連日残業をしている状況にある。また、一般質問は1人当たりの質問時間を30分以内として、4日間行われているが、全議員が質問時間を全て使用すると4日間の場合は、本会議の終了が最長で午後7時30分になってしまう。
- 一般質問は、午前10時から12時、午後1時から3時、午後3時30分から5時30分というように、1日3こまを4日間12こまで

行っているが、一般質問を6日間で行えば1日2こまとなるので、おおむね午後3時、最長でも午後3時30分、日によっては午後2時30分頃に本会議が終了となり、それ以降の時間を答弁調整などに有効に活用することができる。全ての答弁調整が午後5時までに終わらないかもしれないが、それでも市職員の負担軽減につながると考える。

- 一般質問の日数を増やしたとしても、その分、本会議の終了時間を早めることができれば、1日の拘束時間は短くなるので、市職員は本会議終了後の時間を活用して他の業務を行うことが可能となり、行政側にもメリットがあると考えられる。
- 一般質問の日数を6日間にすべきと考えるが、6日間にはこだわってはいない。妥協案として、一般質問の日数を5日間にするだけでも構わない。この場合は、午後5時には本会議が終了となるので、会議規則における会議時間を遵守することができるとともに、1人当たりの質問時間が、27.5分となり、これまでの質問時間の平均値と同程度となるので、現実的な対応と考えられる。

イ 慎重な意見の概要

- 執行部側は、一般質問の日数の増加に対して「会期中は議会対応を第一優先としていることや、会期が長くなると議会対応の日数や時間が総体的に多くなることと想定されることから、現行の4日間の方が職員が議会対応で拘束される時間は短く、他の業務との関係からも効率的であると考えられる」とのことであるので、この点からも一般質問の日数は現状どおりでよいのではないかと考える。
- 質問時間の短縮や質問者数の制限には反対であるので、本会議を午後5時までに終了させるには日数の増加により対応することになると思うが、現状では一般質問は午後6時くらいまでに終了しており、特段の支障が生じているとは思われない。一般質問の日数を6日間に増やすことの理由の一つとして、本会議の終了が理論上午後7時30分になる可能性があることがあげられているが、この意見には賛成できない。
- 一般質問の質問時間は1人30分必要と考えており、また人数制限を行うことにも賛成できない。どうしても午後5時までに一般質問を終了させる必要があるのであれば、一般質問の日数を増やすしか選択肢がないが、現状では、一般質問は午後6時くらいまでには終了しており、終了時間が午後7時、8時と大幅に超過するような事態にはなっていないため、あえて日数を増やさなければならない状況とは考えられず、その必要性には疑問を感じる。また、執行部も、現状の4日間が望ましいとの意向を示しているので、現状の4日間で問題はなく、一般質問のあり方を見直す必要はないと考える。
- 会派の総意として、現行の一般質問における1人当たり30分程度の質問時間を、今後とも堅持したいと考えており、1人当たりの質問時間を変更しないことが大前提である。現在の4日間での一般質問に

大きな支障があるとは思えないので、現状の一般質問のあり方を見直す必要はないと考えており、あえて日数を増加させなくてよいと思う。

- 例えば麻生区長などの場合では、一般質問での答弁が午後の早い時間だけだとしても、移動時間や待機時間を考慮すると、結局ほぼ1日拘束してしまうこととなるので、一般質問の会議日数を増やすことは賛成できない。また、会議日数を増やして午後5時までには本会議を終了させるようにしたとしても、結局は、会議日数の増加により答弁調整の時間が増加することになると考えられるため、市職員の残業時間の減少にはつながらないと思う。したがって、現行どおりでよいと考える。
- 答弁調整の時間確保を理由として一般質問の日数を6日間にすべきとのことであるが、条例議案や予算議案等であれば、議案が上程されてからでないと調査研究ができないため答弁調整等の時間的猶予が必要となるが、一般質問は市政一般についての質問であり、これとは性質が異なることや、かつ年2回のみの実施であることから、議会のスケジュールとは関係なく早い段階から余裕を持って事前の準備を行うことができる。したがって、答弁調整の時間確保は、一般質問の日数を増加させることの直接の理由にはならないと考えられる。
- 会議時間を遵守するためには、会議日数の増加、質問者数の限定、質問時間の短縮の手法が考えられるが、会議日数の増加は、市長が多忙であることや区長も区の課題を持つ中で、日数を増加させることにより市長側への時間的な制約を増加させていいのか疑問がある。また、質問者数の人数制限にも疑問があるので、1人30分の質問時間の確保も大事であると思うが、1人当たりの質問時間数の見直しを図るべきではないか。
- 会派では、一般質問の日数増加に賛同の立場から検討に値するとの意見もあったが、執行部側の意向は、現状の4日間の方が集中して議会対応ができるとの立場であるので、この点も踏まえると、現行の4日間を維持する方向で考えている。

資 料 編

| | | |
|---|-----------------------------------|----|
| ① | 会議時間の状況（本市一般質問） | 6 |
| ② | 日数に関するシミュレーション | 7 |
| ③ | 質問時間に関するシミュレーション | 8 |
| ④ | 会議時間に関する政令指定都市の状況 | 9 |
| ⑤ | 一般質問（個人質問）に関する政令指定都市での実施状況 | 10 |
| ⑥ | 一般質問における会派持ち時間算出方法（案） （松原委員提案） | 13 |

会議時間の状況

(平成23年第3回定例会～平成24年第2回定例会)

【一般質問】

総会議日数 12日

延長日数 6日 (最長終了時間 午後5時45分)

| | 会議日 | 開始時間 | 終了時間 | 会議時間数 | 発言者数 | 平均質問時間数 |
|-------------|--------|--------------|-------------|-------|------|---------|
| 平成23年第3回定例会 | 6月30日 | 午前 10時00分 | 午後 4時59分 | 330分 | 13人 | 23.9分 |
| | 7月1日 | 10時00分 | 4時44分 | 311分 | 14人 | |
| | 7月4日 | 10時00分 | 5時10分 | 344分 | 14人 | |
| | 7月5日 | 10時00分 | 4時31分 | 306分 | 13人 | |
| 平成23年第5回定例会 | 12月16日 | 10時00分 | 5時15分 | 346分 | 14人 | 25.5分 |
| | 12月19日 | 10時00分 | 5時21分 | 352分 | 14人 | |
| | 12月20日 | 10時00分 | 5時00分 | 327分 | 13人 | |
| | 12月21日 | 10時00分 | 4時53分 | 327分 | 12人 | |
| 平成24年第2回定例会 | 6月25日 | 10時00分 | 5時41分 | 376分 | 14人 | 26.6分 |
| | 6月26日 | 10時00分 | 5時45分 | 380分 | 14人 | |
| | 6月27日 | 10時00分 | 5時22分 | 358分 | 14人 | |
| | 6月28日 | 10時00分 | 4時44分 | 321分 | 12人 | |

※休憩時間を除く

日数に関するシミュレーション

| | 4日間(現行) | | | | 5日間にした場合 | | | | | 6日間にした場合 | | | | | |
|-----------------|---------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 |
| 質問者数 54人 | 【14人】 | 【14人】 | 【13人】 | 【13人】 | 【11人】 | 【11人】 | 【11人】 | 【11人】 | 【10人】 | 【9人】 | 【9人】 | 【9人】 | 【9人】 | 【9人】 | 【9人】 |
| | 10:00 | 10:00 | 10:00 | 10:00 | 10:00 | 10:00 | 10:00 | 10:00 | 10:00 | 10:00 | 10:00 | 10:00 | 10:00 | 10:00 | 10:00 |
| | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 |
| | (休憩) | (休憩) | (休憩) | (休憩) | (休憩) | (休憩) | (休憩) | (休憩) | (休憩) | (休憩) | (休憩) | (休憩) | (休憩) | (休憩) | (休憩) |
| | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 |
| | (休憩) | (休憩) | (休憩) | (休憩) | (休憩) | (休憩) | (休憩) | (休憩) | (休憩) | | | | | | |
| | 4人 | 4人 | 5人 | 5人 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 | 2人 | 15:30 | 15:30 | 15:30 | 15:30 | 15:30 | 15:30 |
| | (休憩) | (休憩) | | | 17:00 | 17:00 | 17:00 | 17:00 | 16:30 | | | | | | |
| | 2人 | 2人 | | | | | | | | | | | | | |
| | 19:30 | 19:30 | | | | | | | | | | | | | |

(※ ①質問者全員が30分発言した場合の最長時間 ②濃い網掛け部分は、午後5時を超過する時間帯)

質問時間に関するシミュレーション

| | 1人30分(現行) | | | | 1人25分にした場合 | | | |
|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 |
| 質問者数 54人 | 【14人】 10:00 4人 (休憩) 4人 (休憩) 4人 (休憩) 2人 19:30 | 【14人】 10:00 4人 (休憩) 4人 (休憩) 4人 (休憩) 2人 19:30 | 【13人】 10:00 4人 (休憩) 4人 (休憩) 5人 (休憩) 18:00 | 【13人】 10:00 4人 (休憩) 4人 (休憩) 5人 (休憩) 18:00 | 【14人】 10:00 5人 (休憩) 5人 (休憩) 4人 (休憩) 17:20 | 【14人】 10:00 5人 (休憩) 5人 (休憩) 4人 (休憩) 17:20 | 【13人】 10:00 5人 (休憩) 5人 (休憩) 3人 (休憩) 17:00 | 【13人】 10:00 5人 (休憩) 5人 (休憩) 3人 (休憩) 17:00 |

(※ ①質問者全員が最大限発言した場合の最長時間 ②濃い網掛け部分は、午後5時を超過する時間帯)

会議時間に関する政令指定都市の状況

(平成24年8月現在)

○ 会議規則における会議時間の規定

| | | |
|-------------------------|-----|---|
| 午前9時～午後5時 | 1市 | 京都市(※1) |
| 午前9時30分～午後5時 | 1市 | 相模原市 |
| 午前10時～午後5時 | 10市 | 千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市 |
| 午前10時～午後8時 | 1市 | 名古屋市(※2) |
| 午前10時～ (終了時間の規定なし) | 1市 | さいたま市 |
| 午後1時～午後5時 | 2市 | 仙台市、福岡市(※3) |
| 午後1時30分～ (終了時間の規定なし) | 1市 | 新潟市(※4) |
| 午後2時～午後5時 | 1市 | 大阪市(※5) |
| 会議時間の規定なし | 2市 | 札幌市(※6)、浜松市(※7) |

(※1) 京都市は、会議規則では午前9時からと規定されているが、通常、午前10時に会議を開始している。

(※2) 名古屋市は、会議規則では午後8時までと規定されているが、通常、会議が午後5時を超過することは、ほとんどない。

(※3) 福岡市は、会議規則では午後1時からと規定されているが、採決日以外は、会議の開始時間を午前10時に繰り上げることが多い。

(※4) 新潟市は、会議規則では午後1時30分からと規定されているが、一般質問は、会議の開始時間を午前10時に繰り上げることが多い。

(※5) 大阪市は、会議規則では午後2時からと規定されているが、代表質問(質疑)は、会議の開始時間を午前10時に繰り上げている。

(※6) 札幌市は、会議規則では会議時間の規定はないが、通常、午後1時に会議を開始している。

(※7) 浜松市は、会議規則では会議時間の規定はないが、通常、午前10時に会議を開始している。

一般質問（個人質問）に関する政令指定都市での実施状況

掲載対象：議員個人による市政一般に対する質問（市政一般に対する質問と議案に対する質疑を併せて行っているもの及び、会派代表による質問と区別せず行っているものを含む）
 （※議員個人による議案に対する質疑、及び会派代表による質疑・質問は除く）

| | 名称等 | 実施状況 | 発言時間 | 会派持ち時間の算出方法 | 人数制限 | 延べ年間質問者数 | (参考) 代表質問の実施状況 |
|-------|------------------------------------|--|---|--|---|----------|---------------------------------|
| 札幌市 | 個人質問は実施していない | | | | | | 各定例会で実施 |
| 仙台市 | 一般質問 | 各定例会3日 年間12日 | 会派持ち時間制 1人40分以内 | 交渉会派（5人以上） 基本時間10分＋（10分×所属議員数） ※代表質疑と合わせた持ち時間 非交渉会派（4人以下） 基本時間2分＋（10分×所属議員数） | なし | 78人 | 各定例会で実施（代表質疑） |
| さいたま市 | 一般質問 | 6月定例会3日 9月定例会1日程度 12月定例会3日 年間7日 ※9月定例会は、3日間の日程の中で、代表質問の終了後に一般質問を続けて行っており、質問の通告の状況により、日数が異なる。 | 会派持ち時間制 1人30分以内（答弁含まない） | 5分×所属議員数（答弁含まない） | なし | 37人 | 2月定例会、9月定例会で実施 |
| 千葉市 | 一般質問 | 各定例会5日～7日程度 年間24日 ※発言通告における通告者数及び通告時間により日数を増減している。 | 会派持ち時間制 1人60分以内（答弁含まない） | 基本時間（5分×議長を除く所属議員数（最高限度60分））＋（20分×議長を除く所属議員数）（答弁含まない） ※第1回定例会及び第3回定例会は、代表質疑と合わせた持ち時間 ※第4回定例会は、代表質問と合わせた持ち時間 | なし | 105人 | 第2回定例会を除く各定例会で実施（第1回及び第3回は代表質疑） |
| 横浜市 | 一般質問 | 予算議会以外の各定例会1日 年間3日 | 交渉会派（5人以上） 非交渉会派（4人以下） 会派持ち時間制 無所属議員 5分以内（答弁含まない） | 本会議1日の審議時間（330分）を所属議員数を基に単純比例配分 ※1人当たり約2.17分（答弁含まない） ※無所属議員は、他の定例会における予算関連質疑及び議案関連質疑も含めた年間の持ち時間としている。（年間持ち時間16分（答弁含まない）） | 交渉会派（5人以上） 所属議員数が10人まで 2人 10人を超えるごとに1人を追加 非交渉会派（4人以下）及び無所属議員 1人 | 25人 | 予算議会のみ実施 |
| 相模原市 | 一般質問 | 各定例会3日 年間12日 | 会派持ち時間制 | 20分×質問者数（答弁含まない） | 正副議長を除いた議員の約半数（会派内で調整） | 90人 | 各定例会で実施 |
| 新潟市 | 一般質問 | 各定例会4日 年間16日 | ※一括方式 1回目の質問は30分以内 ※一問一答方式 質問（再質問等を含む）は30分以内 | | なし | 95人 | 予算議会のみ実施 |
| 静岡市 | 総括質問 ※議案に対する質疑と市政一般に対する質問を併せて実施 | 各定例会3日 年間12日 | 会派持ち時間制 1人30分以内 | 基本時間15分＋（5分×所属議員数）＋ 残時間の会派按分時間 ※一定例会における総時間600分 | なし | 88人 | 予算議会のみ実施 |

| | 名称等 | 実施状況 | 発言時間 | 会派持ち時間の算出方法 | 人数制限 | 延べ年間質問者数 | (参考) 代表質問の実施状況 |
|---------|---|---|--|--|--|----------|-----------------------|
| 浜 松 市 | 一般質問 | 各定例会 2 日 年間 8 日 | 1 人30分以内 (答弁含まない) | | なし (全議員に1年に1回、代表質問又は一般質問の機会を認めるものとしている) | 25人 | 各定例会で実施 |
| 名 古 屋 市 | ①個人質問 ※当初予算、関連議案に対する 質疑と議案外質問を併せて実施 ②議案外質問 ※個人質疑と合わせた形式により 個人質問として実施 | ①予算議会 3 日 ②予算議会以外の各定例会 3 日 年間12日 | 会派持ち時間制 | 基本時間15分+残時間の会派比例配分 ※一定例会における総時間640分 | なし | 106人 | 原則予算議会のみ実施 |
| 京 都 市 | 個人質問は実施していない | | | | | | 各定例会で実施 (予算議会は代表質疑) |
| 大 阪 市 | 一般質問 (試行実施中 質問は文書により 行うことが原則となっている。) | 12月定例会のみ | 1 人30分程度 (答弁時間を含まない) | | 1 会派 1 人 | 5 人 | 予算議会のみ実施 |
| 堺 市 | 大綱質疑 ※議案に対する質疑と市政一般 に対する質問を併せて実施 ※代表質問と個人質問を区別し ていない | 各定例会 3 日 年間12日 | 会派持ち時間制 | 会派 (2人以上) 38分×所属議員数 無所属議員 38分 | なし | 64人 | 各定例会で実施 (個人質問と区別せず実施) |
| 神 戸 市 | 個人質問は実施していない | | | | | | 各定例会で実施 |
| 岡 山 市 | 個人質問 ※議案に対する質疑も含めて実施 | 各定例会 5 日～6 日程度 年間24日 ※発言通告者が30人を超える 場合は 6 日間実施 | 1 人30分以内 代表質問を行った会派に属する 議員 1 人20分以内 | | なし ただし、代表質問を行った議員は一般質問をすることができない。 | 128人 | 2 月定例会、9 月定例会で実施 |
| 広 島 市 | ①総括質問 ※新年度関係議案に対する質疑 と一般質問をあわせて実施 ②一般質問 | ①予算議会 3 日 ②予算議会以外の各定例会 3 日 年間12日 | 最初の質問は原則 1 人30分、 再質問以降は 1 人10分を限度 (答弁含まない) | | 3～6 人の会派 1 人 7～12 人の会派 2 人以内 13～18 人の会派 3 人以内 19 人以上の会派 4 人以内 ※3 人未満の会派についても議長の 許可を得て質問できる。 | 47人 | 実施していない |

| | 名称等 | 実施状況 | 発言時間 | 会派持ち時間の算出方法 | 人数制限 | 延べ年間質問者数 | (参考) 代表質問の実施状況 |
|------|--------------------------------------|--|--------------------------------------|---|--|----------|----------------------|
| 北九州市 | 一般質問 | 2月定例会以外の定例会4日程度 年間11日 ※発言通告における通告者数により日数を増減している(おおむね1日5人まで)。 | 1人60分以内 3人以下の会派及び無所属議員 1人30分以内 | | 4人以下の会派 1人以内 5～7人の会派 2人以内 8～10人の会派 2.5人以内 11～13人の会派 3人以内 14～16人の会派 3.5人以内 17～19人の会派 4人以内 20人以上の会派 4.5人以内 ※端数の0.5人は、同一定例会における個人の議案質疑の質問者数と合わせて、整数にしている。 | 46人 | 予算議会のみ実施 (代表質疑) |
| 福岡市 | 一般質問 | 予算議会以外の各定例会3日 年間9日 | 会派持ち時間制 | 会派割り時間(総時間の4割)＋議員数割り時間(総時間の6割) ※一定例会総時間490分(答弁含まない) ※会派割り時間 交代会派(4人以上)4：非交代会派(3人以下)2：無所属議員0として配分 | なし | 65人 | 予算議会のみ実施 |
| 熊本市 | 質問 ※市の一般事務に対する質問 ※代表質問と区別せずに実施 | 各定例会5日程度 年間19日 ※発言通告における通告者数により増減(1日2人まで) | 1人90分以内(答弁含まず) | | 一定例会当たり最大13人(各会派で調整) | 36人 | 各定例会で実施(個人質問と区別せず実施) |
| 川崎市 | 一般質問 | 6、12月定例会4日 年間8日 | 概ね1人30分程度 | | なし | 107人 | 各定例会で実施 |

◆一般質問における会派持ち時間算出方法（案）

これまでの議員一人当たり30分の持ち時間から、会議時間内で質疑を終了することを前提とし、各会派の所属議員数に応じて質問時間を配分する各会派持ち時間による質問時間を提案する。（無所属議員含む）

《考え方》

総会議時間：1320分（1日330分×4日）

※総会議時間とは、会議規則第8条第1項（午前10時から午後5時までで、休憩時間の12時から13時、15時から15時30分を除いた時間 330分）に基づく時間の一般質問日4日分

- ・ 1320分÷60人＝22分／人
- ・ 会派持ち時間 22分×会派所属議員数（無所属議員含む）
（※ただし、議員一人当たりの持ち時間の上限は30分とする）

| 会 派 名 | 議員数 | 会派持ち時間 |
|-------|-----|--------|
| 自 民 党 | 16人 | 352分 |
| 公 明 党 | 13人 | 286分 |
| 民 主 党 | 13人 | 286分 |
| 共 産 党 | 10人 | 220分 |
| みんなの党 | 6人 | 132分 |
| 無所属 | 1人 | 22分 |
| 無所属 | 1人 | 22分 |
| 計 | 60人 | 1320分 |